

(5) 医療提供体制の確保

東京都では、365 日24 時間の安心・安全の医療と、患者中心の医療の実現を目指して、都民が症状に合った適切な医療サービスを受けられ、かつ自らが主体的に医療に参加できるようにするための地域医療提供体制の整備、救急医療の充実、在宅療養環境の整備等に取り組んでいます。

医療施設の現状

都内には、我が国を代表する高度な医療を提供する大学病院から、地域に密着した身近な医療を提供する診療所まで、多様な規模・機能を持つ医療施設が存在しています。

| 医療施設数 (令和元年10月1日) | | (実数) | | | 率 (人口10万対) | | | |
|----------------------|--------|-----------|---------|---------|------------|---------|---------|-------|
| | | 全国 | 東京都 | | 全国 | 東京都 | | |
| | | | 総数 | 区部 | | 総数 | 区部 | |
| 病院数 | (所) | 8,300 | 638 | 421 | 6.6 | 4.6 | 4.4 | |
| 病院病床数 | (床) | 1,529,215 | 127,422 | 79,591 | 1,212.1 | 915.3 | 825.3 | |
| 内訳 | 一般病床数 | (床) | 887,847 | 80,923 | 59,140 | 703.7 | 581.3 | 613.2 |
| | 療養病床数 | (床) | 308,444 | 23,892 | 13,455 | 244.5 | 171.6 | 139.5 |
| | 精神病床数 | (床) | 326,666 | 21,967 | 6,735 | 258.9 | 157.8 | 69.8 |
| | 結核病床数 | (床) | 4,370 | 495 | 162 | 3.5 | 3.6 | 1.7 |
| | 感染症病床数 | (床) | 1,888 | 145 | 99 | 1.5 | 1.0 | 1.0 |
| 一般診療所数 | (所) | 102,616 | 13,707 | 10,561 | 81.3 | 98.5 | 109.5 | |
| 歯科診療所数 | (所) | 68,500 | 10,670 | 8,311 | 54.3 | 76.6 | 86.2 | |
| 一日平均外来患者数 | (人) | 1,324,829 | 139,301 | 106,424 | 1,050.1 | 1,000.7 | 1,103.5 | |
| 一日平均在院患者数 | (人) | 1,234,144 | 102,622 | 62,614 | 978.2 | 737.2 | 649.3 | |
| 病床利用率 | (%) | 80.5 | 80.4 | 78.7 | | | | |

資料：厚生労働省「令和元年医療施設調査」「令和元年病院報告」

東京都保健医療計画

東京都の保健医療に関し施策の方向を明らかにする基本的かつ総合的な計画である「東京都保健医療計画（平成 30 年 3 月改定）」（計画期間：平成 30 年度から令和 5 年度まで）を策定しています。策定に当たっては、団塊の世代が後期高齢者となる令和 7 年度（2025 年）に向けて、東京の医療提供体制を維持・発展させていくため、平成 28 年 7 月に策定した「東京都地域医療構想」と一体化し、本構想の実現に向けた具体的な取組などを記載しています。

計画の趣旨と基本理念

東京都地域医療構想において、「東京の 2025 年の医療～グラウンドデザイン～」である「誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる『東京』」の実現に向けた 4 つの基本目標を掲げました。

東京都保健医療計画は、東京都地域医療構想の達成に向けた取組を具現化し、推進していくための計画です。

誰もが質の高い医療を受けられ、安心して暮らせる「東京」

4つの基本目標

- I 高度医療-先進的な医療提供体制の将来にわたる進展
- II 東京の特性を生かした切れ目のない医療連携システムの構築
- III 地域包括ケアシステムにおける治し、支える医療の充実
- IV 安心して暮らせる東京を築く人材の確保・育成

保健医療圏

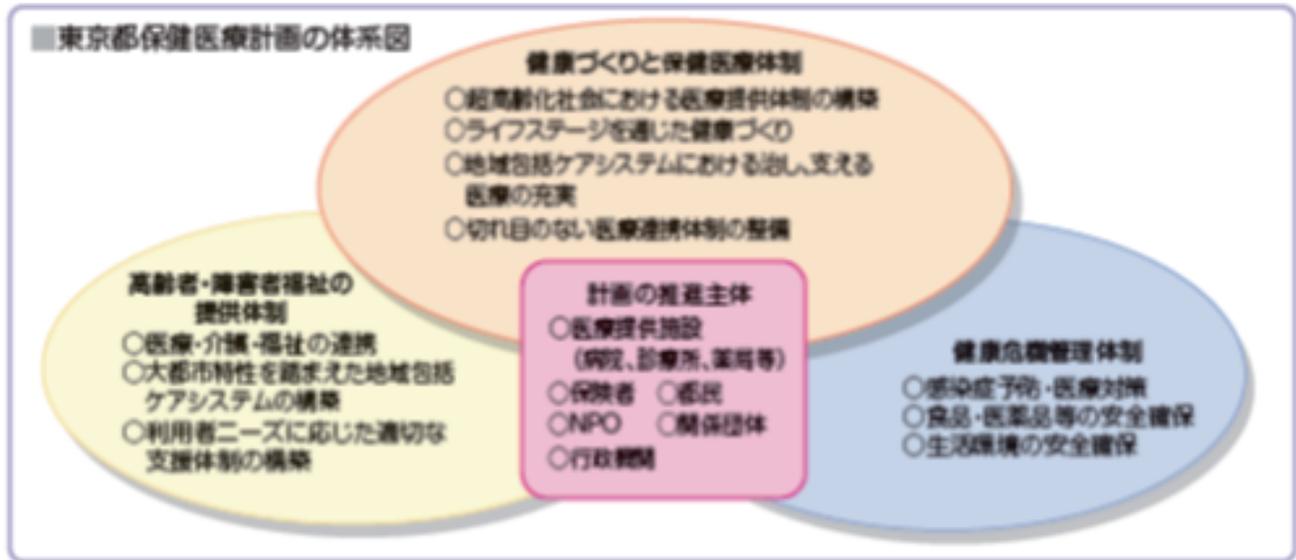
保健医療施策を総合的に推進するため、保健医療資源の適切な配置を図り、保健医療機関相互の連携を図る地域単位として、一次から三次までの保健医療圏を設定しています。

| | |
|----|--|
| 一次 | 住民に密着した保健医療サービスを提供していく上での最も基礎的な圏域（＝区市町村） |
| 二次 | 一般の入院医療を確保するため、病院の病床の整備を図るべき単位（一般病床及び療養病床の基準病床数を算定する単位）であると同時に、医療機関相互の連携を図り、専門的保健サービスとも連携して、都民に包括的な保健医療サービスを提供する圏域 |
| 三次 | 複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者への対応などの特殊な医療を提供するとともに、全般的な保健医療サービスを提供していく圏域（＝都全域） |

計画の3つの柱と推進主体

安全で安心かつ良質な保健医療体制を実現するため、都民の視点に立って保健医療情報を提供するとともに、計画の推進主体である医療提供施設や行政機関、都民などがそれぞれの役割を果たしながら、ライフステージを通じた健康づくりや、急性期から回復期、在宅療養に至る切れ目のない医療連携体制を確保していきます。

また、保健医療と介護、福祉の連携によるサービスの一貫した提供と健康危機から都民を守るための体制とが相互に支えあう体制の充実を進めていきます。



計画の推進体制

各疾病・事業単位で設置している協議会等において、事業の進捗状況や指標などについて評価・検討を行い、取組を推進するとともに、その状況を、医師や看護師等の医療を提供する立場の者や医療を受ける立場の者、学識経験者などで構成する「東京都保健医療計画推進協議会」で定期的に評価、検討します。

また、地域の医療機関、医療関係団体、保険者、区市町村等からなる「地域医療構想調整会議」において、病床機能の分化・連携や在宅療養の推進等について協議を行っていきます。

知って安心暮らしの中の医療情報ナビ

救急受診の方法や相談窓口、入院時の医療費の内容などについて正しく理解し、医療機関を適切に利用いただくため、冊子やホームページでの情報提供を行っています。

東京都子ども医療ガイド

0歳～5歳前後の子供の病気に関する基礎知識やケガへの対処法などの情報を提供するホームページとして、「東京都子ども医療ガイド」を開発しています。

医療に関する情報の提供

都民(患者)が主体的に医療サービスを選択できるよう、東京都では医療機関に関する情報の提供を行うとともに、都民が医療に関する正しい知識を得られるような支援を行っています。

東京都保健医療情報センター

都内の医療機関の所在地・診療時間・診療科目などに関する情報提供や相談対応を行う総合窓口として「東京都保健医療情報センター」を設置しています。

○保健医療福祉相談

都民からの相談や問い合わせに専門相談員が対応しています。

○医療機関案内サービス「ひまわり」

医療機能情報提供制度に基づき、都内の医療機関から報告を受けた情報をインターネットを通じて公表しています。

自宅や勤務先など、指定した住所地に近い医療機関を探すことができ、また、診療科目や外来受付時間、交通手段、診療設備や対応可能な検査など、医療機関の詳細な情報を得ることができます。

○外国語による医療情報提供サービス

(対応言語:英語・中国語・韓国語・タイ語・スペイン語)

外国語で診療が受けられる医療機関や日本の医療制度などについて、相談員が外国語で案内しています。

外国人への医療

外国人患者の増加に対応するため、外国人患者の受入体制の整備等に取り組む医療機関を支援するとともに、外国人患者への医療情報等の効果的な提供に取り組んでいます。

また、地域の実状に応じた、外国人患者が症状に応じて安心して受診できる仕組みの構築を目指します。

医療機関への支援

医療機関における外国人患者受入れ体制の整備を進めるため、外国人向けパンフレット等の作成、院内資料の多言語化等を行う医療機関への支援、医療機関向けの外国人患者対応の研修、電話による医療機関向け救急通訳サービスを行っています。

○医療機関向け救急通訳サービス

(対応言語:英語・中国語・韓国語・タイ語・スペイン語・フランス語)

救急で来院された患者が、日本語が不自由なために診療に支障を来すような場合に、登録した医療機関向けに電話による通訳サービスを行っています。

英語・中国語

24時間365日

韓国語・タイ語・スペイン語・フランス語

平日 午後5時～午後8時
休日等 午前9時～午後8時

外国人患者が症状に応じて安心して受診等ができる仕組みの構築

行政や医療機関、関係団体や宿泊施設等、関係機関による会議体を設置し連携を強化するとともに、地域の医療機関及び関係機関が連携し、外国人患者が症状に応じて安心して医療機関に受診できる環境整備を進めていきます。

地域医療提供体制の整備

増大・多様化する医療需要に対し、東京都では、地域に不足する医療を量的・質的・機能的に補完・整備し、トータルな地域医療提供体制の確立に取り組んでいます。

疾病ごとの医療連携体制の推進

がんや脳卒中を始めとする生活習慣病は、患者数が多く死亡率が高く、症状の経過に応じて救急医療から福祉サービスまでを視野に入れたきめ細かな対応が必要です。

○脳卒中医療連携体制の推進

脳卒中を発症した患者を速やかに適切な急性期医療機関に救急搬送できる体制を確保するとともに、急性期を脱した患者が地域で治療・回復・在宅療養まで切れ目のない医療・介護サービスを受けられることができるよう連携体制を充実します。

○糖尿病医療連携体制の推進

糖尿病の専門医療の提供可能な医療機関の確保、合併症予防の取組、地域における病院・診療所間の医療連携を通じ、予防から治療までの一貫した糖尿病対策を推進します。

リハビリテーション医療

リハビリテーション医療提供体制の中核となる東京都リハビリテーション病院を運営するほか、地域リハビリテーション支援センター(おおむね二次保健医療圏ごとに指定)を拠点にしたリハビリテーション従事者への研修など、地域のリハビリテーション事業の支援を行っています。また、回復期リハビリテーション病棟等の確保に対する支援を行っています。

人工神経接続装置開発の推進

公益財団法人東京都医学総合研究所において、脊髄損傷患者や脳梗塞患者の身体機能の回復を目指し、独自に開発した「人工神経接続」を用いて、疾患病態に合わせた神経接続方法及び刺激方法を新規に開発するための臨床研究を推進します。

歯と口腔の健康づくり

東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」を策定し、都民の目指す姿「都民がいつまでもおいしく食べ、笑顔で人生を過ごすことができること」を掲げ、都民自らの取組を促すとともに、都や区市町村等が協力して都民の歯と口の健康づくりを推進しています。また、都立心身障害者口腔くう保健センターを設置し心身障害児(者)等の歯科診療や研修事業などを行うとともに、在宅歯科医療の推進として、歯科医療従事者や介護従事者向けの研修、在宅歯科医療に必要な医療機器等の整備に対する補助等を行っています。

在宅医療支援体制の強化

医療や介護が必要になっても誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、在宅療養環境を整備していきます。

地域における在宅療養体制の確保

地域における医療と介護の連携を推進するため、24時間診療体制や後方支援病床の確保、医療・介護関係者等の情報共有、区市町村の地域の実情に応じた取組を支援します。

また、患者情報を円滑に共有するための「多職種連携ポータルサイト」を活用することで、デジタル技術を活用した医療・介護関係者間の連携や地域の病院間の広域的な連携を推進していきます。

在宅療養を担う人材の育成・確保

○在宅療養を担う人材の育成

地域における在宅療養推進の中心的な役割を担う「在宅療養地域リーダー」を養成します。

○在宅医療への参入促進に向けた取組

訪問診療等を実施していない診療所医師等を対象としたセミナー等を開催し、参入促進を図るとともに、小児医療に関する在宅医等向けの研修を実施し、小児等の在宅医療を担う人材の育成・確保を図ります。

在宅療養生活への円滑な移行の促進

入院患者が安心して在宅療養生活に移行することができる環境を整備するため、入院医療機関における入退院支援の取組を更に進めるとともに、入院時(前)からの入院医療機関と地域の医療・介護関係者との連携・情報共有の一層の推進を図ります。

ACP 推進事業

都民が希望する医療・ケアを受けることができるよう、アドバンス・ケア・プランニング（ACP）に関して、医療・介護関係者の

実践力向上のための研修を実施します。

がん医療対策

東京都がん対策推進計画 **全体目標**

がん患者を含めた都民が、がんを知り、がんの克服を目指す。

目標1 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実を図ります。

- 予防及び早期発見の取組
- ・科学的根拠に基づくがんのリスクを下げるための食生活や、身体活動等の生活習慣に関する取組の推進
- ・未成年者を含めた、喫煙・受動喫煙防止対策の取組強化
- ・感染症に起因するがんの予防の推進
- ・がん検診受診率の向上や検査の受診率向上のための区市町村や職域への支援
- ・科学的根拠に基づくがん検診の実施及び質の向上

目標2 患者本位のがん医療の実現を目指します。

- 患者・家族が、診断から治療、その後のフォローも含めた全ての時期において、全人的なサポートを受けられる「トータルケア」の視点を踏まえたがん医療の提供
- がんの集学的治療の実施体制の充実及び地域のがん医療の水準向上
- ライフステージに応じたがん医療の提供
- がんと診断された時からの切れ目のない緩和ケアの提供
- 新たな治療法・がん研究・がん登録の推進

目標3 尊厳を持って安心して暮らせる地域共生社会の構築を目指します。

- 多様なニーズに応じた相談支援体制の充実
- ライフステージに応じた支援の充実
- がんの正しい理解の促進

東京都がん対策推進計画

東京都における総合的ながん対策計画である「東京都がん対策推進計画」（計画期間：平成30年度から令和5年度まで）を平成30年3月に策定し、急速に進む都民の高齢化やがん患者のニーズの多様化を踏まえて、がん対策を一層充実・強化していきます。

また、AYA 世代などのライフステージに応じた、医療提供・相談支援の体制づくり等の新たな課題に取り組んでいます。

（※）A Y A 世代：主に 15 歳以上 40 歳未満の思春期及び若年成人世代

がん医療提供体制の整備

都民に広く高度ながん医療を提供するため、国が指定する「がん診療連携拠点病院」や「地域がん診療病院」及び、がん診療連携拠点病院と同等の診療機能を持つ「東京都がん診療連携拠点病院」や、がんの発症部位ごとに充実した診療機能を持つ「東京都がん診療連携協力病院」において、専門的治療、緩和ケア及び医療連携等の取組を総合的に行っています。

また、がんと診断された時から在宅療養に至るまで、患者がどこで療養していても切れ目なく適切な緩和ケアが受けられる体制を整備するため、緩和ケアに携わる医療従事者の育成及びがん患者が住み慣れた地域で緩和ケアを受けられる体制の確保等に一層取り組んでいきます。

小児・AYA 世代がん診療連携の推進

小児、AYA 世代のがんの医療水準の向上を図るため、都内のがん診療連携拠点病院・小児がん拠点病院等による診療連携ネットワークを整備し、診療連携体制の強化や相談支援体制の充実等に取り組めます。

また、地域の医師等を対象に、がんの早期発見や適切な緩和ケアの提供等に向けた研修を実施していきます。

AYA 世代がん患者に対する支援体制等の構築 一部新規

都内の AYA 世代のがん患者への適切な相談支援体制を構築するため、AYA 世代がん患者特有の相談に対応できる相談支援センターを設置します。また、がんの治療により生殖機能が低下し、又は失われるおそれのある若年がん患者に対し、生殖機能の温存治療等に係る経費を助成します。

がん患者の治療と仕事の両立等の推進

がん患者の治療と就労の両立等を支援するため、医療機関において平日夜間・休日に外来薬物療法等を行うモデル事業を実施します。

がん研究の推進

公益財団法人東京都医学総合研究所において、都立病院や都内医療機関等と連携を図りながら、がんの次世代診断法及び治療薬の開発に係る研究を推進します。

東京都がんポータルサイト

がんに関する様々な情報を掲載した「東京都がんポータルサイト」を開設しています。

救急医療の充実

いつでも、どこでも、だれでも、その症状に応じて適切な医療を迅速に受けられるよう、初期・二次及び三次からなる救急医療体制を整備しています。

- 【初期救急医療】 入院を必要としない患者に対する医療
- 【二次救急医療】 入院を要する中等症患者等に対する医療
- 【三次救急医療】 生命危機を伴う重篤患者に対する医療

休日・全夜間診療事業

入院治療を必要とする救急患者(内科系・外科系)に365 日24時間対応するため、休日及び夜間の救急入院が可能な病床を確保しています。

救急搬送患者受入体制強化事業

救急医療機関において救急搬送患者の受入依頼に対応できないケースを減らすため、医師や看護師以外でも対応可能な調整業務を行う人材(救急救命士)を配置し、受入体制の強化を図ります。

東京都こども救命センター

他の医療機関では救命治療の継続が困難な小児重篤患者の受入要請があった場合に、患者を必ず受け入れ、迅速かつ適切な救命治療を行う「東京都こども救命センター」として、都立小児総合医療センターなど4 施設を指定しています。同センターでは、救命処置のほか、医療連携の拠点として、円滑な転院搬送のための施設間の連携を図るとともに、地域の医療機関をサポートする臨床教育・研修等を実施しています。

休日・全夜間診療事業(小児)

休日の昼間及び毎日の夜間において、主として入院治療を必要とする小児の救急患者に対応する救急医療機関を365 日確保しています。また、軽症者を含めた多数の患者が集中する医療機関では、緊急度の高い患者を判別するためのトリアージナースを配置しています。

東京都小児医療協議会の設置

医療機関、関係機関、区市町村等で構成される協議会を設置し、初期救急から三次救急までの小児救急医療体制の確保・充実を図っています。

地域小児医療研修事業

都内の診療所や指定二次救急医療機関(小児科)の医師等を対象とした専門的な研修を受講する機会を設けることにより、地域の小児救急医療水準の向上を図り、小児救急医療を担う人材の確保を進めています。

モバイルICU/ERによる病院間高度緊急搬送体制の構築

病院間搬送が必要な重症患者等に対し、集中治療室(ICU)・救急診療室(ER)の機能を備えた車両により専門の医療チームを派遣し、搬送中の処置や要請元での治療支援をするシステムの構築に向けた取組を推進します。

救急医療の東京ルール

迅速・適切な救急医療の確保に向け、「救急患者の迅速な受入れ」、「トリアージの実施」、「都民の理解と参画」からなる「救急医療の東京ルール」の取組を進めています。

○ルールⅠ 救急患者の迅速な受入れ

地域の救急医療の中核となる「東京都地域救急医療センター」を整備するとともに、全都的な救急患者の受入先調整を行う「救急患者受入コーディネーター」を東京消防庁に配置し、救急医療機関をはじめとする関係機関が連携して救急患者を迅速に受け入れる仕組みを構築しています。



地域救急医療センター

救急隊の医療機関選定において搬送先が決定しない場合に、救急隊と並行して、地域内の救急医療機関の連携体制を基盤として、受入先の調整を行う医療機関です。

救急患者受入コーディネーター

地域救急医療センターが行う地域内の調整では患者受入が困難な場合、東京都全域で調整を行います。

○ルールⅡ 「トリアージ」の実施

緊急性の高い患者の生命を守るため、救急医療の要否や診療の順番を判断する「トリアージ」を救急の様々な場面で実施します。

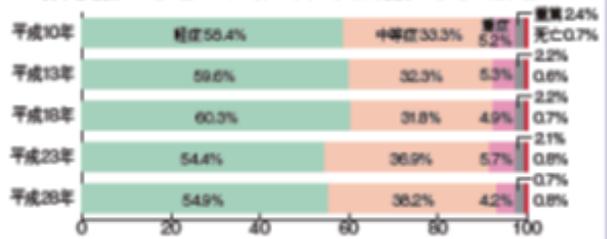


○ルールⅢ 都民の理解と参画

都民の大切な「社会資源」である救急医療を守るために、都民一人ひとりが適切な利用を心掛けます。



救急搬送患者の初診時程度別搬送人員割合



周産期医療の充実

安心して子供を産み育てることができるよう、地域において妊娠、出産から新生児に至る周産期医療を、リスクに応じ効果的に提供する総合的な周産期医療体制を確保しています。

周産期母子医療センター機能の確保

NICU(新生児集中治療管理室)を有し、ハイリスクな妊産婦や新生児に常時対応できる周産期母子医療センターの運営を支援するとともに、機能の強化を図っています。

周産期医療施設等整備費補助

周産期母子医療センターの施設・設備整備に対する支援を行い、周産期医療体制の充実を図っています。

母体救命対応総合周産期母子医療センターの運営

総合周産期母子医療センターにおいて、救急部門等の医師と連携を取り、妊産婦の救命対応と重症産科救急疾患の搬送依頼を必ず受け入れる「母体救命対応総合周産期母子医療センター」(いわゆる「スーパー総合周産期センター」)を指定し、母体救命体制の確保を図っています。

周産期搬送コーディネーターの配置

総合周産期母子医療センターの管轄区域内では受入困難な事例等について、地域間の搬送調整等を集中して行うコーディネーターを配置し、緊急性を要する母体・新生児を迅速に医療施設につなげます。

周産期連携病院(休日・全夜間診療事業)の確保

ミドルリスクの妊産婦に対応できる救急医療機関を「周産期連携病院」に指定し、施設整備への支援を行うことで、休日や夜間における妊産婦の救急搬送受入体制を確保します。

また、周産期連携病院におけるNICUの設置を支援しています。

周産期医療ネットワークグループの構築

周産期母子医療センターを中核とした一次、二次、三次の周産期医療機関による周産期医療ネットワークグループを構築することにより、周産期医療機関等の機能別役割分担と連携体制を強化し、妊婦(胎児)・新生児のリスクに応じた周産期医療提供の仕組みづくりを行います。

多摩新生児連携病院の確保

区部に比べて周産期母子医療センターが少ない多摩地域において、比較的风险の高い新生児を受け入れる「多摩新生児連携病院」を確保し、多摩地域の新生児受入体制の強化を図ります。

小児等在宅移行研修

周産期母子医療センター等から在宅療養等への円滑な移行を促進するため、医師・看護師・理学療法士・MSW・保健師等を対象に研修を実施します。

在宅移行支援病床の運営

NICU 等長期入院児について、在宅療養等との間に中間的な病床としての在宅移行支援病床を設置することにより、在宅療養等への円滑な移行を促進するとともにNICU 等の満床の解消を図ります。

NICU 等入院児の在宅移行支援

周産期母子医療センターや訪問看護ステーション等による外泊訓練や退院調整会議への出席等に要する経費を補助し、NICU 等入院児の在宅療養への円滑な移行に向けた支援の充実を図ります。

新生児医療担当医の育成支援

臨床研修終了後の専門的な研修において小児科を選択し、かつNICU 等で新生児医療を担当する医師に対して研修医手当等を支給する医療機関に対し補助を行うことで、将来、NICU 等で新生児医療を担当する医師の育成を図ります。

災害医療の充実

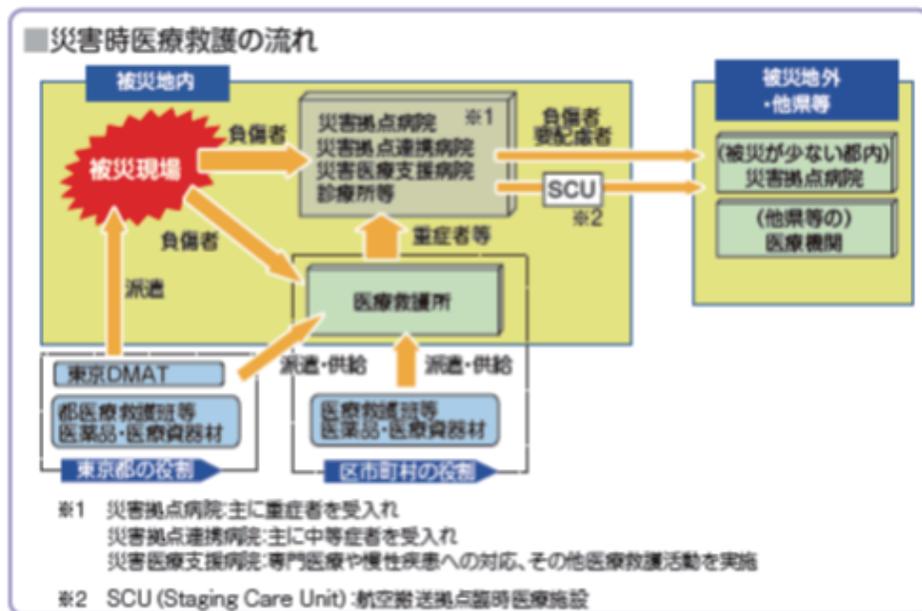
大地震等が発生した場合には、的確な被害情報を速やかに把握し、迅速かつ適切な医療救護活動を行えるよう、体制を整備しています。

医療救護活動と災害用医薬品などの備蓄

「東京都地域防災計画」において、医療情報の集約一元化、初動医療体制、負傷者等の搬送体制などを定めています。区市町村では、医療救護所への救護班の派遣や医薬品などの備蓄に努めています。東京都では、東京DMAT や都医療救護班を派遣するとともに、医療救護所などに供給する医薬品等を備蓄しています。

災害拠点病院の整備

災害時に、主に重症者の受入れと医療救護班の派遣機能を担う「東京都災害拠点病院」を整備するとともに、医療資器材を備蓄しています。



医療施設耐震化の促進

震災発生時における医療機能を確保するため、都内全病院を対象に耐震診断、新築建替及び耐震補強工事への助成を行い、病院の耐震化の一層の促進を図っていきます。

災害医療派遣チーム(東京DMAT)の整備

DMAT(Disaster Medical Assistance Team)とは、大震災等の自然災害をはじめ、大規模交通事故等の都市型災害の現場で救命処置等を行うため、専門的なトレーニングを受けた医師や看護師などからなる医療チームです。

初動医療体制の充実・強化を図るため、救命救急センター等を中心として東京DMAT 指定病院に指定し、東京DMATを配置しています。

また、食料、生活必需品、通信機器等の装備を搭載した東京DMATカーを全ての東京DMAT 指定病院に配備するとともに、NBC災害発生時に傷病者の救命と東京DMATの安全な活動を図るため、NBC特殊災害チームを指定しています。

災害医療協議会

災害時において発災直後から中長期に至るまで、関係機関が連携した実効性の高い災害医療体制の構築を図るため、医療関係者、警察、消防、自衛隊、区市町村等で構成される協議会を設置し、検討を進めています。

地域災害医療連携会議

地域の医療関係者、区市町村等で構成される「地域災害医療連携会議」を二次保健医療圏単位で配置し、医療資源の状況など地域の特性に応じた災害時の医療連携体制等について検討しています。

災害医療コーディネーターの配置

災害時に必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう、都が医療救護活動の統括・調整を円滑に行うため、「災害医療コーディネーター」を都及び二次保健医療圏ごとに配置しています。

へき地医療対策の充実

離島や山間地域などのへき地を対象とした医療対策を実施しています。

東京都へき地医療支援機構

へき地医療対策を円滑かつ効率的に実施するため、事業の企画・調整を行う「東京都へき地医療支援機構」を設置するとともに、機構内に、へき地町村、関係医療機関、学識経験者等からなる「東京都へき地医療対策協議会」を設け、へき地医療対策に係る総合的な意見交換、調整等を行っています。

医療従事者確保支援

へき地町村からの要請に基づき、自治医科大学卒業医師や、大学病院等の事業協力医療機関に所属する医師・歯科医師の派遣を行うとともに、医師等の雇用に要する経費をへき地町村に補助することにより、医師等の安定的な確保に努めています。

また、医療系職種全般を対象とした職業紹介や代診医師の派遣等を行う無料職業紹介事業所を設置するほか、医療従事者を対象とした現地見学会を開催する島しょ町村に対して、その経費の一部を補助することにより、医療従事者の確保が困難なへき地町村を支援しています。

診療支援

島しょ地域の医療機関で対応できない救急患者が発生した場合、東京消防庁や海上自衛隊のヘリコプター等で、へき地医療拠点病院で島しょ医療の基幹病院である都立広尾病院を中心とした高度医療機関に、365日24時間搬送する体制を整備するとともに、屋上ヘリポートを有する等の民間・国立病院とも患者の受入れ等に関する協定を締結し、救急患者搬送体制の確保を図っています。

また、島しょ医療機関と都立広尾病院との間でエックス線やCT画像等を送受信することにより、島にいながらにして専門医の助言を受けることができる、画像電送システムを活用して、診療支援を行っています。

このほか、へき地町村が行う眼科や耳鼻咽喉科等の専門診療事業について、専門医確保の調整や経費の補助を行っています。

医療提供体制の整備

へき地医療機関の診療基盤を確保するため、診療所の整備や医療機器の購入に要する経費等を補助しています。

医療人材の確保と質の向上

都民(患者)の立場に立った質の高いサービスを提供する医療従事者の確保と資質の向上を図っています。

医師確保対策

○東京都地域医療対策協議会

医師等医療従事者の安定的確保のため、医療関係者や都民等からなる協議会で検討を進めています。

○東京都地域医療支援センター

東京都地域医療対策協議会で決定した医師確保対策の方針に基づき、医療機関における医師確保支援、奨学金被貸与者のキャリア形成支援、医師確保状況の実態把握、医師確保対策に関する情報発信など、都の特性を踏まえた医師確保対策を推進していきます。

○東京都地域医療医師奨学金制度

都内大学の医学部生に奨学金の貸与や大学と連携した教育的支援を行い、小児、周産期、救急、へき地医療に従事する医師の確保を図っていきます。

○東京都地域医療支援ドクター事業

多摩・島しょの医療体制を確保するため、地域医療の支援に意欲を持つ医師を都職員として採用し、へき地医療機関や市町村公立病院へ派遣しています。

看護職員確保対策

○都立看護専門学校

都内の医療機関などに従事する看護師を養成するため、看護専門学校を7校設置しています。31年度の卒業生は、549人で、都内学校養成所卒業生総数の約10%となっています。

○看護師等養成所運営費補助

看護師等を養成する学校又は養成所に対し、必要な経費を補助することにより、教育内容の充実と都内看護師等の充足を図っています。

○東京都ナースプラザ

保健師、助産師、看護師、准看護師の免許を有する離職者の再就業を促進するため、就業相談やあっせん、再就業促進のための研修などを行い、看護職員の確保や都内定着、資質向上を図っています。

○看護師等修学資金貸与

都内に所在する保健師、助産師、看護師及び准看護師を養成する学校又は養成所に在学し、将来都内で看護業務に従事しようとする学生に対し、修学資金の貸与を行い、都内の看護職員の確保及び質の向上を図っていきます。

○看護職員定着促進支援事業

就業協力員による病院への巡回訪問と地域医療機関を含めた集合研修の実施を推進し、看護職員の定着に向けた病院の取組を支援することにより、看護職員が安心して働き続けられる環境の整備を促進しています。

○新人看護職員研修体制整備事業

新人看護職員の早期離職防止を図るため、病院等の臨床研修体制の充実に取り組んでいます。

○看護職員地域確保支援事業

地域における復職支援研修や再就業相談を実施するなど、看護師等の再就業を支援しています。

○キャリアアップ支援事業

認定看護師等が職場で専門的資格を活用できるよう、施設管理者等の理解促進に向けたセミナーを開催し、看護職員の労働意欲の向上、チーム医療の推進と在宅医療の充実を図ります。

○プラチナナース就業継続支援事業 **新規**

定年退職前から看護職員としてのライフプランを考え、多様な職場を知る機会を提供することにより、看護職員のキャリア継続を支援し、定着を図ります。

○助産師定着促進事業

施設間の助産師出向を支援することにより、助産師の実践力を強化し、助産師の資質向上と定着促進を図ります。

○島しょ看護職員定着促進事業

島しょへの出張研修及び短期代替看護職員の派遣により、島しょ看護職員の勤務環境改善と定着促進を図っています。

医療従事者確保対策

○東京都医療勤務環境改善支援センター

医療従事者の勤務環境改善を促進する拠点として、「東京都医療勤務環境改善支援センター」を設置しています。本センターでは、労務管理・医業経営の専門家チームによる相談体制を確保するなど、医療機関における勤務環境改善の取組を支援しています。

○医師・看護職員の勤務環境改善や復職支援

病院勤務医及び看護職員の勤務環境を改善し、離職防止と定着を図るとともに、出産や育児などにより職場を離れた医師等の復職に向けた病院の取組を支援していきます。

○医療従事者の資質向上

保健医療サービスの高度化、多様化に対応できるよう各種講習会を実施し、医療従事者の資質の向上を図っています。

○学校養成所等の指定及び指導

医療従事者に関するそれぞれの法令及び学校養成所等の指定規則に基づき、指定・変更承認及び指導を行っています。また、一部の学校養成所等については、指定、変更承認申請等の国への進達を行っています。

医療の安全確保

医療サービスの質の向上を図り、都民が安全・安心・満足度の高い医療を受けられるようにするため、医療の安全対策を促進します。

医療施設などの許認可・監視指導

医療法に基づき、病院の開設許可や医療法人の設立認可などを行っています。

また、病院が医療法に規定する医療従事者数、構造設備などの基準を維持し、適正な管理を行っているかどうか、立入検査を実施しています。

医療安全支援センター事業

地域における医療安全確保対策を推進するため、多摩地域の都保健所(5か所)、保健所設置市、特別区に設置された各医療安全支援センター等への支援を実施するほか、引き続き「患者の声相談窓口」において、医療に関する都民からの相談に応じます。

医療安全支援センター

平成19年4月の医療法改正に伴い、

①医療に関する相談・苦情対応、医療機関・住民への助言、②医療安全の確保に関し必要な情報提供、③医療安全に関する研修、④区域内における医療安全確保のために必要な支援等を行うために、都道府県、保健所設置市及び特別区に設置されています

死体検案・解剖

社会秩序の維持や疾病の予防など公衆衛生の向上を図るため、区部では、死体解剖保存法に基づき、東京都監察医務院が不自然死の死体検案及び解剖を行い、死因を明らかにしています。

なお、多摩・島しょ地区では医師会や大学等に委託して実施しています。